

斐伊川水系河川整備基本方針の主な変更点

1. 神戸川の内容の追加

2. 神戸川の正常流量の設定

馬木地点において、3月下旬～9月は概ね $4.4\text{m}^3/\text{s}$ 、10月～3月中旬は概ね $3.1\text{m}^3/\text{s}$

- ・斐伊川放水路事業の進捗を踏まえ、平成18年8月に島根県が管理する二級水系神戸川を一級水系斐伊川に編入した。これを受け、今回、斐伊川水系河川整備基本方針に神戸川の内容を追加することとした。
- ・また、現行の神戸川水系河川整備基本方針には、正常流量が決められていなかったため、新たに神戸川の正常流量を設定することとした。

3. 主要な地点における計画高水位及び川幅の変更

①中海湖心地点の計画高水位

H. P. +1.44m (既定計画) → H. P. +1.30m (変更案)

②大橋川矢田地点の計画高水位

H. P. +1.81m (既定計画) → H. P. +1.70m (変更案)

③大橋川矢田地点の川幅

150m (既定計画) → 170m (変更案)

- ・国営中海土地改良事業について、平成17年1月に「本庄工区の干陸中止」と「宍道湖・中海の淡水化中止」を行う計画変更を行った。
- ・これらによる影響等を調査・検討した結果、中浦水門による堰上げ解消や中海の貯留効果の増大により、中海の水位が低下するとともに、大橋川の出発水位が低下するために、河川整備基本方針で規定する中海湖心地点及び大橋川矢田地点の計画高水位の変更を行うこととした。
- ・また、宍道湖、大橋川、中海が汽水湖として存続することとなり、宍道湖におけるシジミの生息環境等を維持するために、汽水環境を左右する河床マウンドの保全を図る河道計画とし、河川整備基本方針で規定する大橋川矢田地点の川幅を変更することとした。